

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十七年年度にかかる衛生部定期監査の結果

監査公告

監査公告第九十二号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十七年年度にかかる衛生部の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
"	木 南 貞 治
"	加 藤 定 治
"	角 田 健 太 郎

監査執行個所

執行年月日

医 務 課 昭和二十八年五月十三日

薬 務 課 " 五月十五日

公衆衛生課 " 五月十六日

衛生研究所 " 五月十四日

医 務 課 昭和二十八年五月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

" 前 田 玄 一

監査概況

一、本県人口に対する基準病床数は一般患者一、七〇九床、結核七〇九床、傳染病二〇六床、精神病二九〇床、計二、九一四床となつてゐるが、現状を見ると一般一、〇〇一床、結核九六九床、傳染病一一一床、精神病一二〇床、計二、二〇一床設置されており差引七一三床不足している。結核病床は二六〇病床上廻つてゐるが、本県に結核患者が如何に多いかを示すものであり、更に家庭療養患者の完全收容が困難となつてゐる。

実情から見て医療機関の整備について特に留意すべきものと認める。

二 公的医療機関運営審議会は法的に設置されることとなつてはいるが、本県においては該当病院が少いため設置してないが審議会を設置して医療機関の運営を円滑にすることが肝要である。

三 鳥取大火により県立中央病院及び鳥取保健所の兩施設を焼失したので、本年度はこれが復興について努力し、特に兩施設とも移転問題、復興計画に対する政府折衝と予算の確保等困難な事項を処理しそれぞれ新築が近く竣工する運びとなつてはいることは洵に結構である。然し乍ら保健所復興計画について見ても旧敷地売却代五、四六八、〇〇〇円中二、三〇〇、〇〇〇円を買収費に充当したのみで三、一六八、〇〇〇円を留保しており総事業費二八、〇〇〇、〇〇〇円中僅か三五〇、〇〇〇円純県費を投じている外は国庫補助、保険料及び県債に依存している実情である。また中央病院についても原形復旧を原則としている関係上病床の

数が経営上から見ても患者の状況から見てはなお十分のようである。兩施設とも鉄筋コンクリートの永久建築であるので今後の増築が容易でないので国庫補助対象外の超過施工工事として一層充実した規模の施設を造るべきではなかつたかとも考へる。いづれにしても今後の運営に対する積極的配慮を望む。

四 本年度の工事が一部遅延し年度内に執行し得なかつたものがあることは遺憾であつた。看護婦養成施設は土地問題の解決が遅れ年度末近く着工しているが内部連絡を密にし早期に措置対策をなすことが肝要と認め

る。
五 保健婦、助産婦、看護婦等の再教育講習会を十月より二箇月間毎週土曜日に三地区で実施しているが、受講成績を実効者数より見ると、保健婦一〇二%、助産婦六五、三%、看護婦四一、三%であり、保健婦を除いては成績不振である。講師を招へ、いしたときのみ増如する傾向にあり重点的且つ短期間に実施することが適策と思はれるので今後においては十分検討し有効的

に受講せしむるよう考究されたい。

六 統計資料として各種衛生統計資料を保健所及び市町村より提出せしめてはいるが、厚生省の取次の事務の形態となり單に取纏めの上送付するに止まつてはいる感があり、本県衛生行政上の参考資料として広く活用されていまいやうであるので十二分に活用するよう留意すべきである。

七 毎年指摘する事項であるが、保健所の医師、その他専門技術職員の充実が困難のようであり、特に一日就任したものが一年前後で退職している実情は考究すべきである。これは給与その他待遇上の問題が根本原因であるので人事当局と十分連絡の上充実に努力されたい。なお人事委員会においてもこれらの実情を十分把握認識し給与上の考慮をなすことが先決問題と思つて此の際善処を望む。

八 経理その他の事務は概ね円滑に処理しているものと認められたが、各保健所の事務に対する指導が不十分である。また運営管理に留意すべきもの或いは業務成績不

振のため収入状況の芳ばしくない保健所もあるので留意を望む。

薬 務 課 昭和二十八年五月十五日 監査

監査委員 木 南 貞 治

監査概況

一 薬事監視員は、本庁十一名、各保健所十二名、計二十三名を任命しているが、名目的に発令しているものがある。実際に監視活動に当り得る者は、本庁四名、保健所六名、計十名に過ぎない。而もそれぞれ専門的な事業を担当しているので一般に監視活動は低調であり、昭和二十七年立入件数一、三七八件で前年度一、六五一件より低下している。薬事監視の結果違反件数は医薬品等五八二件(五一%)、毒劇物関係一〇六件(四四%)あり不良品、無許可品、無登録及び管理の不適合等に対してそれぞれ嚴重且つ適切に処分しているものと認めた。毒劇薬及び毒劇物による犯罪を未然に防止するためにも一層厳格な監視が肝要と認め

る。

二 薬用植物の栽培、採取等増産奨励に努力しているが不十分である。農家経済の向上をはかるため現金化作物の生産を奨励している現状から見て当課の計画的指導が肝要である。昭和二十七年三重県下の一業者がサントニン原料薬品と称して種苗を配布し一株一、〇〇〇円宛各農家より前金徴収したが大阪大学に依頼して調査した結果、「ひめよもぎ」であることが判明し当課及び東伯郡久米地区農業改良普及事務所がそれぞれ関係者に警告している事例があつたことは洵に遺憾であり今後農家の栽培熱に乗じて悪徳業者の浸入する余地のないよう啓蒙するとともに、種苗の試作及び斡旋分譲とか採取後の販売指導を行うことが緊要と認めるので留意を望む。

三 医療救護備蓄資材は終戦時軍の払下医薬品及び医療資材を向けているが、災害救助用医療資材として適当を欠くものがあり、又相当年数を経過しているので民生部厚生課とも連絡を取り救護用として活用利便な薬

品資材に更新すべきではないかと思うので善処されたら。

四 県が購入する医薬品及び衛生材料は専門的知識を有する当課において一括購入することが適当であり経済的と認めるが、各課の業務に要する薬品及び衛生材料はそれぞれに個々に購入しているので改善すべきである。

五 経理その他事務の整理について前回監査に指摘した事項は改善していたが、物品の取扱について特に留意し正確を期されたい。

公衆衛生課 昭和二十八年五月十六日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 " 木 南 貞 治

る状況であり、当課の施策の積極的推進が肝要である。特に赤痢の発生は義務的な傳染病予防費予算の消極的執行のみによつて防止し得るものでなく、環境衛生、

食品衛生等の完全実施によつて或る程度予防できるので、本年度施策の実績を再検討し今後徹底的に措置されたい。

昭和二十七年法定傳染病発生状況

病 種	眞 性	疑 似	計	死 亡 者	備 考
赤 痢	七四七	五四	八〇一	二五	
疫 痢	一五〇	一〇	一六〇	九六	
腸チフス	四六	一一	五八	二	
パラチフス	一	〇	一	〇	
発疹チフス	〇	二	二	〇	
猩 紅 熱	八	二	一〇	〇	
流行性脳脊髄膜炎	一〇	一	一一	二	
日本 脳 炎	六八	一	七九	一九	
デフテリア	二六	一	二七	一	
痘 瘡	〇	〇	〇	〇	
コレラ	〇	〇	〇	〇	

ペ ス ト	一、〇五六	九三	一、一四九	一四五
計				

二 傳染病予防費その他当課関係事業予算執行状況をみるに目的外支出が相当あるが、これが執行について当課は十分關心を払い、便乗的な支出等を抑制して事業の効果を期するよう留意が肝要と認める。

三 予防接種の成績不振市町村があり、これに対し本年度二十二市町村に対し指導督励を行つてゐることは適切であり事務処理も良好である。接種率は百日咳が全般に悪く、ジフテリアは悪いところが多い。予防接種の効果は早急に表われないが、接種を怠つてゐるものは直ちに結果に表われ最近百日咳の集団発生を見たことは遺憾である。関係課と十分連れいし保健所と連絡し市町村長の実施報告を処理するのみでなく指導督励を徹底された。

四 昭和二十七年年度中の食品衛生監視員活動延件数は一六、五二八件で二十六年年度中の一七、一三四件に比較

して六〇六件減少しているが、食品衛生法による対象業者の施設が改良されて知識が向上したとは云え、傳染病の発生は逐年増発の傾向にあるので専任監視員を設置し業者はもとより一般県民の食品衛生知識の普及向上と飲食による疾病を未然に防止するよう特に努力さるべきである。

五 改良便所及び水道施設促進については最近相当力を入れてゐるが、県財政の関係もありなお不十分である。特に改良便所に対しては昭和二十六年以降補助金が廃止されたので折角の気運も停頓状態であり、若干の果費を投じて普及をはかるべきである。また県下飲料水の水质試験、飲用手段等の調査結果(衛生研究所)について見ても、また傳染病発生地環境、経路等の記録について見ても水道(簡易水道)の設置或いは井戸の改善が急務と考へるので当局は助成その他対

策を講ずることが緊要と認める。

六 結核予防対策は充全を期している結果逐年その患者数が減少しており欣ばしい傾向であるが、療養機関の収容力が不足し家庭療養のやむなきにいたつてゐる患者が県下約七千人あり、これが救済が焦眉の急を要する問題である。また各保健所の結核対策実施状況は單に報告書を整理するのみに止まらず十分に検討し助長指導をはかることが肝要につき留意されたい。

七 らい、病予防対策は相当困難であり、従つて收容施設に入所せしむることが重点施策となるが、入所啓蒙に当り相当努力し二十七年年度には七名入所せしめてゐるがなお二十四名(新規発見二名)の在宅患者があるので一層の啓蒙普及により完全状態せしむべきである。また新規発見者が逐年続出している状態からして容疑者の検診には特に留意し、病予防の万全を期すべきである。

八 精神衛生法による措置入院患者の入院費について前回改善方を強く要望したが何等善処してゐないことは

遺憾である。行政を明朗化するため急速に措置された。

九 経理その他の事務について次の点留意されたい。

- (1) 各事業経費を操作し目的外に支出してゐるものが多いが事業効果を期するため議決趣旨に副い執行するよう留意のこと

- (2) 衛生関係職員の内任教育を行うため公衆衛生院に七名派遣し(二ヶ月、四ヶ月)二二五、八〇〇円支給してゐるが、過去の受講者六二名中二十四名退職してゐるのは効率的でないので選考に当つては継続的に勤務し得る見込の者を選ぶよう留意のこと

衛生研究所 昭和二十八年五月十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 鈴 鏡

前 田 玄 一

監査概況

一 当所所長は衛生部長の事務取扱となつており、幹部職員は殆んど名目的な兼務者であり、中には人事異動により席を有しないものさえあるので再検討を要する。従つて、専任職員は主事一、技師二、嘱託一、看護婦一、雇傭人五、計十名であつて業務の実情から見て人員不足を認めるので善処を要する。

二 当所は公衆衛生に寄与するため科学的な各種試験検査、分析、調査等を行つており、本年度は飲料水に対する総合的な調査を行い今後の行政施策遂行上貴重な資料を纏めているが、関係課及び各保健所等の活用をはかることが肝要であり配意を望む。

三 近年吉岡温泉附近の飲料水による弗素の害(斑状歯)が問題化し、昭和二十五年以来当所が研究を続けていたが一応の結論に達し、昭和二十七年八月北海道大学において全国公衆衛生学界に発表し従来の学説に一名を投じたようである。専門的な学説の如何は別

として研究結果を疾病防止に活用することが肝要と認めるので措置されたい。特に所長は衛生部長の兼任であり試験研究と行政面の直結が容易であるので善処を望む。

四 日本薬局法アルコールの検査を行い、衛生部長事件のきつかけとなつたことは周知の事実であるが、不良品の排除は最も緊要であり、本年度有毒色素の検査を実施し、他府県検査済の中に不良品を多数発見している実情であり、不良品の果外追放に一層努力を望む。

五 所管事項として病理臨床試験検査があるが、実施してない。昭和二十七年事業として市内吉方久松閣前の果有地に新築移転を計画されており、工事の進捗が遅れているが、本年七月完成の見透しのようであり今後一層の活動を期待する。

六 衛生研究所における衛生試験検査手数料は徴收規則によると委託と同時に事前に徴收するよう規定されているが、告知書により収納している。徴收方法を研究すべきである。

七 職員派遣を要する場合は申請者より職員派遣申請書を提出せしむべきであり、又派遣旅費も負担せしむべきである。

八 温泉分析三二五件を実施しているが、定量分析一件五、〇〇〇円の手数料を徴收する規定になつていますが全々徴收していないのは考究を要する。

九 ツベルクリン反応検査台帳と調定伺簿と誤差を生じているものが散見されたが嚴重記帳により調定すべきである。

一〇 保険証及び医療券提出の場合、手数料を免除しているが、徴收すべきである。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町取部所
鳥取県鳥取市東町取部所
鳥取県鳥取市東町取部所
鳥取県鳥取市東町取部所
鳥取県鳥取市東町取部所
鳥取県鳥取市東町取部所
鳥取県鳥取市東町取部所
鳥取県鳥取市東町取部所
鳥取県鳥取市東町取部所
鳥取県鳥取市東町取部所

本年度こそは!

良い器材を!!

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部(印刷部連絡所を兼)を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいませ御願ひ致します。

遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて戴きます。

予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

鳥取 孔版社
テパート

本社——鳥取市西町268(日赤前入る)
電話 2731
出張所——鳥取驛前(うまき旅館前)